



人をつなぎ、新しい動きを創る情報マガジン

ねっ と WORK



2017.April
Vol. 13

春の夜は 桜に明けて しまひけり

今の特集

● 平成29年度地方労働行政運営方針
● 雇用保険法改正により保険料が引き下がります！
● 労働基準監督署が何を重点事項として、定期監督などを始めとした行政活動を展開しようとしているのかが明らかになります。

今の特集 平成29年度地方労働行政運営方針

毎年4月に厚生労働省本省及び地方労働局において「労働行政運営方針」が発表されています。これはその年度の労働行政を運営するに当たっての重点施策が示されたものです。これを見ることで今年度特に労働基準監督署が何を重点事項として、定期監督などを始めとした行政活動を展開しようとしているのかが明らかになります。

情報BOX

情報BOX 雇用保険法改正により保険料が引き下がります！

「雇用保険法等の一部を改正する法律」が先月国会で成立し、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの雇用保険料率に変更になります。

むさしの労務相談室

むさしの労務相談室 ダブルワーク（副業）を認めるには？

最近、ダブルワーク（副業）を奨励する会社が出てきていると聞きますが、副業を認める上で注意すべきことはありますか？

MRパートナーズ NOW

MRパートナーズNOW

入社式&お花見を行いました！



5年未満保存

今月の特集

平成29年度 地方労働行政運営方針

経済産業省労働局長 殿

地 発 0403第 1 号
基 発 0403第 45号
職 発 0403第 18号
能 発 0403第 5 号
雇 発 0403第 25号
平成29年 4 月 3 日厚生労働省大臣官房地方課長
(公印省略)
厚生労働省労働基準局長
(公印省略)
厚生労働省職業安定局長
(公印省略)

文：MRパートナーズ 猶木 貴彦

労働行政方針が公表されました

毎年4月に厚生労働省本省及び地方労働局において「労働行政運営方針」が発表されます。これはその年度の労働行政を運営するに当たっての重点施策が示されたものです。これを見ることで今年度特に**労働基準監督署**などが何を重点事項として、**定期監督や指導などの行政活動を展開しようとしているのか**が明らかになります。

今年度の課題はこの2つ

今年度は以下の2つが課題として挙げられています。

1. 「働き方改革」の推進などを通じた労働環境の整備・生産性の向上
2. 女性、若者、高齢者、障害者等の多様な働き手の参画

- 1について、具体的に、
- ①非正規雇用労働者の待遇改善
 - ②長時間労働の是正
 - ③人材確保対策の推進や労働生産性向上等による労働環境整備
 - ④地方創生の推進
 - ⑤労働者が安全で健康に働くことができる職場づくりに向けた各種取組が必要とされています。

2については、

- ①女性の活躍推進
- ②若者、高齢者、障害者、難病・がん患者等の活躍促進
- ③外国人材の活用・国際協力に向けた各種取組が必要とされています。

行政機関ごとの重点施策

これらの課題に対して、各行政機関ごとの重点施策も示されています。以下に労働基準監督署の重点施策を紹介します。

労働基準担当部署の重点施策

「過労死等の防止、女性の活躍促進、経済の好循環の実現等が求められている中、労働基準行政に求められる役割は変化しており、今後の労働基準行政においては、労働基準関係法令に基づく最低限の労働条件の確保に加え、より良い労働条件の実現に向けた行政運営を行う必要がある。

そのため、**引き続き長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止に係る監督指導等**を行い、法定労働条件の遵守徹底のための迅速かつ厳正な対応を行うとともに、**雇用環境・均等部(室)とも連携し、労働条件の確保・改善に向けた総合的な施策**を推進する。」

ここにある「雇用環境・均等部(室)とも連携」とは、平成29年1月1日に施行された改正男女雇用機会均等法及び改正育児・介護休業法の内容について、積極的な周知及び指導等を行うことです。

このように内容を読み解いてみると、今年度の労働基準監督署は、昨年に引き続き長時間労働の抑制と過重労働による健康障害防止、さらには改正育児介護休業法の周知および指導を徹底することがわかります。

さらなる労働条件の向上を

こうした労働行政の動きは、働く人の格差を無くし、さらには日本経済の発展につなげようとするものです。皆様の事業所におかれましても、公正公平な労働条件にし、さらに労働条件をより良いものに改善する中で、事業の継続的発展を目指していただきたいと思います。そのためのお手伝いを私たちは行わせていただいております。

「労務を通じて組織成長に貢献するプロ集団」MRパートナーズをぜひご活用ください。

情報BOX

平成29年4月から

雇用保険料率が引き下がります

「雇用保険法等の一部を改正する法律」が先月国会で成立し、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの雇用保険料率が以下の表のようになります。

それ以外にも一部改正が施行されます。ご確認ください。

平成29年度の雇用保険料率

事業の種類	負担者	② 事業主負担			①+② 雇用保険料率
		① 労働者負担 (失業等給付の 保険料率のみ)	失業等給付の 保険料率	雇用保険 二事業の保険料率	
一般の事業	3/1,000	6/1,000	3/1,000	3/1,000	9/1,000
(28年度)	4/1,000	7/1,000	4/1,000	3/1,000	11/1,000
農林水産・※ 清酒製造の事業	4/1,000	7/1,000	4/1,000	3/1,000	11/1,000
(28年度)	5/1,000	8/1,000	5/1,000	3/1,000	13/1,000
建設の事業	4/1,000	8/1,000	4/1,000	4/1,000	12/1,000
(28年度)	5/1,000	9/1,000	5/1,000	4/1,000	14/1,000

その他の改正

- 雇用情勢が悪い地域に居住する者の給付日数を60日延長する暫定措置を5年間実施。
- 雇止めされた有期雇用労働者の所定給付日数を倒産・解雇等並みにする暫定措置を5年間実施。
- 倒産・解雇等により離職した30～45歳未満の者の所定給付日数を引き上げる。
〔30～35歳未満：90日→120日 35～45歳未満：90日→150日〕
- 基本手当等の算定に用いる賃金日額について、上・下限額等の引上げを行う。
- 専門実践教育訓練給付の給付率を、費用の最大70%に引き上げる。
- 移転費の支給対象に、職業紹介事業者等の紹介により就職する者を追加する。
- ハローワークや職業紹介事業者等の全ての求人を対象に、一定の労働関係法令違反を繰り返す求人者等の求人を受理しないことを可能とする。 など

むさしの労務相談室 ダブルワーク(副業)を認めるには？

今月のご相談

最近、ダブルワーク（副業）を奨励する会社が出てきていると聞きますが、副業を認める上で注意すべきことはありますか？

回答

政府が進める働き方改革と相まって、ダブルワークを導入する企業がメディアで取り上げられています。副業による体験は、社員を成長させる、モチベーションがあがる、離職防止になる、などと言われています。また、副業を禁止する法律はなく、プライベートをいかに過ごすかは社員の自由となっています。しかし、会社として副業を安易に認めるにはリスクがあります。例えば、①企業情報漏洩リスク ②健康管理リスク ③業務上災害補償リスク ④割増賃金の支払いリスクなどです。こうしたリスクへの対応を明確にせず、副業を認めることは避けたいところです。

あくまで副業ですので、本業に対する忠誠心や誠実勤務が前提であることも確認しましょう。導入の際は慎重に検討してください。



社会保険労務士
久嶋 卓

MRパートナーズ NOW



4月3日 入社式を行いました！

内定者アルバイトとして10月より勤務していた小澤ですが、4月より正社員となりました。

新入社員としての抱負は、

①常に明るく元気に！ ②謙虚さを忘れない ③本気で挑む

です。

今後、皆様とお会いする機会も増えますので、是非、ご指導ご鞭撻頂ければと思います。
どうぞ宜しくお願い致します。



お花見もしました

入社式の後には、MR全員で井の頭公園へお花見に行ってきました♪

連日寒かったこともあり、去年よりお花は少し少ないかな？と心配していましたが、しっかりと咲いていました！

花見客も多くて、とても賑やかでした！

あっという間に散ってしまいましたが、また来年のお楽しみですね♪

業務課：古賀